

2010年11月26日

京都産業大学 法学部

准教授 新 恵 里 様

全国犯罪被害者の会あすの会

代表幹事 岡 村 勲

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、あなたは、犯罪被害者支援の著書もあり、大学では被害者学を担当され、また現実に犯罪被害者支援も行っておられました。

ところが、「被害者と司法を考える会」の運営委員として、犯罪被害者等基本法の基本施策として同条第18条に基づく被害者参加、損害賠償命令、少年審判の被害者傍聴、凶悪重大犯罪の公訴時効の廃止、延長、遡及適用に反対され、とくに、参議院法務委員会において被害者参加、損害賠償命令については反対意見を述べられた後藤弘子氏の随行員まで務めておられます。

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者の懸命の運動の結果で制定されたものですが、特に18条は、刑事司法から排除されていた犯罪被害者が刑事裁判に直接関与できる画期的なものであります。

被害者支援の著書もあり、被害者学を担当されるあなたの真意が理解できませんので、後記の通り質問させていただきます。

ご多忙とは存じますが10日以内にご回答賜りたくお願い申し上げます。

質問事項

- 1 あなたは、犯罪被害者等基本法に反対ですか。反対ならその理由をお示しく下さい。
- 2 同法18条の基本施策である、被害者参加、損害賠償命令、少年審判傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止、延長、遡及適用に、反対する理由をお示し下さい。
- 3 あなたは、犯罪被害者の権利よりも、加害者の権利を重視する立

場を取られるのですか。

- 4 あなたは、犯罪被害者ですか。そうであるなら、差し支えのない範囲で、内容を教えてください。

上記質問は、公の問題ですから、質問、回答ともに公表させていただきます。ただし、質問4の回答については、あなたの同意がない限り公表しませんので、その旨おっしゃってください。

寒気が厳しくなってきました。ご自愛を祈り上げます。

敬具